

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

自然の恵みと地域が織りなす三位一体のまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

石川県、能美市

3. 地域再生計画の区域

能美市の全域

4. 地域再生計画の目標

■ 市の地勢概要

石川県の南西部に位置する能美市は、市域の西部・中央部・東部それぞれに位置した根上町・寺井町・辰口町の3町が平成17年2月に合併して誕生した市で、総面積は83.85k㎡である。西部は、白砂青松の海岸を有する日本海に面し、中央部には手取川扇状地の平坦な水田地帯が広がる。東部は、緑豊かな能美丘陵が白山山系に連なり、北部には県内最大の一級河川である手取川が流れるなど東西南北にわたって豊かな自然環境に恵まれた地域である。

■ 地域の特性

当市は伝統産業九谷焼の中心地として、多くの販売会社や作家など九谷焼関係者、事業所などが集積し、例年、九谷茶碗まつりや九谷陶芸村まつりなどの九谷焼関連の一大祭事が開催され、市内外から訪れる多くの観光客で大変な賑わいをみせている。このほかにも、市中央部に位置する辰口温泉は開湯1400年の歴史を有し、明治の文豪「泉鏡花」の小説の舞台ともなっている。また、温泉周辺にある石川動物園や辰口丘陵公園と一体となって集客拠点を形成するなど、自然、伝統、観光の調和がとれた地域である。

■ 地域として何を目指していくのか

このように、東西南北にわたって豊かな自然環境に恵まれた地域であるが、旧3町の合併を経て東西方向に長い地域となったことにより、旧3町を結び合併を支援する連絡道路が不足し、地域の一体感は未だ醸成するには至っていない。このことから、東西に広がる、海（根上地区）・川（寺井地区）・山（辰口地区）の三位一体の自然の恵みと地域とを、ヒト・モノの活発な交流により繋ぐ「自然の恵みと地域が織りなす三位一体のまちづくり」を目指すものである。

■ 問題点の提示

現在、地域の伝統産業や地場産業を支え、重要な役割を担っている工業団地が市域に点在しているが、各工業団地周辺及び工業団地と主要施設、住宅地とを結ぶアクセス道路の未改良部が残されていることから、地域の活力を高める円滑なヒトやモノの移動が阻害されている。

さらに、工業団地周辺道路や病院・駅へのアクセス道路、国道や環状道路など幹線道路へのアクセス道路においては、通過交通の集中や老朽化により舗装等の道路施設の損傷が顕在化し、工場製造品の出荷や冬期の交通確保が大きな課題となっており、産業活動の持続的な成長や住民生活の快適性向上のためにも計画的な道路施設の補修が求められている。

また、東部に広がる森林山間部では従来から林業が営まれてきたが、昨今では木材価格の低迷、人件費の上昇による採算性の悪化などといった社会背景に加え、森林山間部へアクセスする林道整備の遅れも相まって、適正な森林保育や間伐事業が停滞している。このことから、倒木放置による森林荒廃化が進行するなど、豊かな自然環境の急速な喪失が懸念されている。

■ 事業実施による方策

以上のことから、東西に長い市域の一体性を高め、ヒトやモノの円滑な交流の促進、さらには自然環境や伝統産業などの地域資源を利活用・融合・活性化させていく交通ネットワークの強化が求められている。

市街部においては、円滑な物流・人材交流を支える路線を強化することによって、地域間相互の一体化を図るほか、地域に点在する工業団地相互の連絡機能強化による地場産業の活性、さらには工業団地といしかわサイエンスパークといった産学官連携拠点とのアクセス機能の改善による共同研究・共同開発の促進と、それによる新産業の起業や地場産業の持続的・自発的発展を支援していく。

森林地域においても、山間地域と市街地あるいは山間地域相互の結節力とアクセス機能の改善によって、山間地域の活性化と間伐など森林施業の円滑化・効率化を図る。これらの基盤づくりは、森林所有者の減少など林業の衰退を抑制するだけでなく、森林のもつ水源涵養機能の回復保全にもつながるなど自然環境との共生（一体化）にも大きく寄与する。

これらのみちづくりと、市単独で継続して実施している里山を核とした環境整備や仕組みづくりなどと連携させていくことで、地域の自然資源を活かしたふれあいの場や機会を一層創出し、地域相互の交流促進と深化、さらには資源と知識の融合による新たな地域力の創造と再生を目指す。

（目標 1） 林業の振興と地域環境の改善

（間伐実施面積を 5%増加 : 51ha→54ha）

（目標 2） 道路整備による拠点施設へのアクセス改善

（いしかわサイエンスパークから海浜工業団地への
移動時間を平均 5 分短縮 : 30 分→25 分）

（目標 3） 交通危険箇所の解消による道路利用環境の改善

（路面の段差等の交通危険箇所の解消 : 7 箇所→0 箇所）
※4.27km の解消

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

集落間林道として加賀地域森林計画に記載されている「林道金剛寺鍋谷線」の整備を行うことにより、現在、滞っている間伐作業など森林施業が促進される。さらに山間地の集落間の移動、山間地から市街地への移動が容易となるだけでなく、森林へのアクセスを確保し、適正かつ効率的な森林の管理と保全を図る基盤づくりによって、林業の振興と地域環境の改善を図る。

市道認定済である「市道小松インター線」、「市道第81号線」、「市道ミツロ岩本線」を整備することで市域内のアクセス性を改善し、物流の効率化、拠点施設への移動時間短縮を図る。さらに「都市計画道路 南中央線」、「都市計画道路 北中央線」の整備を併せて行うことで幹線道路や地域相互の結節性を高め、市内外交流を促進させる。また、交流活動を活性させる要素の一つである公共交通についても強化を図り、JR 寺井駅周辺の環境整備を行うことによって、駅周辺に集積する公益施設群の利便性や交通結節点機能を高める。

また、市内の幹線市道においては通過交通の集中や老朽化により舗装等の道路施設の損傷が顕在化し、工場製造品の出荷や冬期の交通確保に支障をきたしており、計画的な補修・補強を行い施設の長寿命化を図ることで、維持管理費を含めたトータルコストの縮減を行う。

その他、三位一体の自然の恵みを存分に発揮させるため、海川山の恵みを受けられる施設整備として「こくぞう里山公園」、「山野の小道」を整備する。また、海川山の恵みを受けられる仕組みづくりとして「環境美化ボランティアの育成」、「自然監視員の設置」、「自然探索隊の組織」などによって、自然の恵みと地域との融合・共生を深化させる。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道全10路線については、道路法第8条第2項により市道認定済み

- ・市道小松インター線 (平成16年12月10日 道路認定)
- ・市道第81号線 (昭和55年3月21日 道路認定)
- ・市道三ツ口岩本線 (昭和62年3月18日 道路認定)
- ・市道根上国道線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道湯屋和気線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道金沢大学丘陵公園線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道東任田18号線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道大長野北31号線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道小長野野田線 (平成22年9月17日 道路認定)
- ・市道大成蛭川線 (平成22年9月17日 道路認定)

林道については、森林法第5条に係る加賀地域森林計画（平成14年策定）に路線を記載済み。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・ 市道（能美市） 能美市
- ・ 林道（能美市） 石川県、能美市

[事業期間]

- ・ 林道（平成23年度）、市道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 林道 0.6km、市道 9.7km
- ・ 総事業費 1,548,000千円（うち交付金 771,000千円）
（内訳） 林道 18,000千円（うち交付金 6,000千円）
市道 1,530,000千円（うち交付金 765,000千円）

（5-3）その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 基本方針に掲げられた支援措置によらない独自の取組み

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「自然の恵みと地域が織りなす三位一体のまちづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①交流人口の増大を図るためのアクセス道の整備（事業主体：能美市）

市中心部から南部地区へのアクセス道である「南中央線（社会資本整備総合交付金事業）」を整備する。また市街地から東西幹線の一つである根上国道線へのアクセス道路として「北中央線（地方特定道路整備事業）」の継続整備も併せて行う。

②公共交通の結節点機能を強化する駅周辺整備（事業主体：能美市）

中心商店街をはじめ医療、文教、公益施設が集積する「JR 寺井駅周辺整備」（まちづくり交付金事業）を行う。駅周辺の歩行環境改善を図るほか、コミュニティバスとの一体性を向上させて公共交通の結節点としての機能強化を図り、市のエントランスとしての魅力向上、回遊の拠点づくりを行う。

③海川山の恵みをうける施設整備（事業主体：能美市）

市指定文化財「虚空蔵山城跡」を中心とした、古い里山の歴史と自然に親しむ歴史公園「こくぞう里山公園（都市公園等統合補助事業）」を継続整備し、市内の丘陵地を廻る散策路を「山野の小道整備事業（市単独事業）」として整備する。

④海川山の恵みをうける仕組みづくり（事業主体：能美市）

海川山の清掃活動を行うボランティア団体「環境美化ボランティア（市単独事業）」を育成するとともに、海や山の動植物の生態を観察し、情報収集を行う「自然監視員（市単独事業）」を設置し、この情報をもとに野外での活動を通じて自然観察を行う「自然探索隊（市単独事業）」を組織する。

⑤地場産業活性化に向けた取り組み（事業主体：能美市）

林業振興のため、キノコや木炭などの特産林産物をはじめ、間伐材、風倒木などの多様な「森の恵み」を利活用する方策を里山振興団体と協力して検討・開発する。

また、観光産業の振興に向け、四季を通じて特産品、温泉、料理などを組み合わせた「冬の食彩イベント」などの開催により、観光情報の発信・PRに努め、伝統工芸である九谷焼を活かした体験型観光の整備・充実を推進する。

⑥新産業の起業を支援する取り組み（事業主体：能美市）

北陸先端科学技術大学院大学の存在を活かし、産業情報ネットワーク化の推進による産官学の一層の連携強化と、中小企業の多角化等の支援を行うとともに、空き店舗や空きビルを活用したSOHO・インキュベーション施設の整備など、起業家に対する支援も行う。

また、新規の事業化の可能性について検討や助言を行う組織の設置など、企画・計画段階から創業に至るまでの支援を図り、既存産業の振興と新産業の創出・育成に向けた取り組みを推進する。

⑦資源と知識の融合に向けた取り組み（事業主体：能美市）

海山川の自然環境の保全に努めるとともに、これらの自然を活かした自然体験や環境教育などの施策を推進し、市民共有の財産である里地・里山の自然、先人の知恵、古くからの技術、生活術などを活かし、勤労と学習を通じて、市内外の多くの人々が体験・交流できる新しい活動の場を提供する。

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4. に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行って状況を把握するとともに、県市において地元住民を含めた検討会を開催し、達成状況の評価、改善事項の検討を行う。

8. 地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし